

○ 山口県警察の表彰の取扱いに関する訓令

昭和61年12月10日

本部訓令第9号

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察表彰規則(昭和29年国家公安委員会規則第14号)に定めるもののほか、山口県警察の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部長表彰)

第2条 山口県警察本部長(以下「本部長」という。)が行う表彰は、次のとおりとする。

- (1) 警察功績章
- (2) 賞 詞
- (3) 賞 状
- (4) 賞 誉
- (5) 感謝状

2 警察功績章は、勤務成績が優秀で、特に顕著な功労があったと認められる山口県警察の職員(以下「職員」という。)に対して退職時に授与する。

3 賞詞は、顕著な功労があり、又は成績が優秀であったと認められる職員に対し、功労の程度に応じて1級又は2級に区分して授与する。

4 賞状は、特に顕著な業績があったと認められる所属、捜査本部その他必要により設置された組織(以下「部署」という。)に対して授与する。

5 賞誉は、功労があり、若しくは成績が優良であったと認められる職員又は顕著な業績があったと認められる部署に対して授与する。この場合において、職員に対する賞誉は、功労の程度に応じて1級又は2級に区分する。

6 感謝状は、警察運営又は警察の職務に協力し、顕著な功労があったと認められる警察部外の個人又は団体(以下「部外者」という。)に対して授与する。

7 本部長は、必要があると認めるときは、第1項各号に掲げる表彰以外の表彰をすることができる。

(部長表彰等)

第3条 部長及び所属長が行う表彰は、次のとおりとする。

- (1) 賞
- (2) 感謝状



2 賞は、職員として賞誉に次ぐ功労があり、若しくは成績が優れていると認められる者又は賞誉に次ぐ業績があったと認められる部署に対して授与する。

3 感謝状は、本部長の感謝状に次ぐ功労があると認められる部外者に対して授与する。

(副賞)

第4条 本部長が行う表彰（第2条第7項の規定による表彰を除く。）には、別表に定める基準により、副賞としてメダル、記念品又は賞金を付与することができる。ただし、特別の必要がある場合は、その金額を基準の5倍まで増額することができる。

2 前項に規定するメダルは、金メダル、銀メダル及び銅メダルの3種類とし、その形状及び制式は、次表のとおりとする。

形 状	(表側)		(裏側)	
				
制 式	種 類	色 彩	材 質	大 き さ
	金メダル	金 色	銅	直径6 cm 厚さ5 mm
	銀メダル	銀 色		
銅メダル	銅 色			

3 部長及び所属長が行う表彰には、別に定める基準により、副賞を付与することができる。

(表彰の区分)

第5条 本部長が行う表彰は、定例表彰、退職時表彰及び一般表彰に区分する。

(定例表彰)

第6条 定例表彰とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 永年勤続警察職員表彰
- (2) 優良警察職員表彰
- (3) 年間成績優良警察職員表彰
- (4) 年間成績優秀警察署表彰
- (5) 専門業務従事者等表彰
- (6) 警察官駐在所功労家族表彰

(退職時表彰)

第7条 退職時表彰とは、表彰を受けるべき職員が表彰前に死亡又は退職したとき、生前又は退職の日にさかのぼって表彰するものをいう。

(一般表彰)

第8条 一般表彰とは、次の各号に掲げる事案について功労があり、又は成績が優秀であると認められる職員、部署又は部外者に対して行うものをいう。

(1) 警察部内

ア 事件検挙事案

イ 特殊事案

(ア) 防犯活動

(イ) 地域活動

(ウ) 広報活動

(エ) 人命救助

(オ) 善行等

(カ) 警備情報・犯罪情報収集活動

(キ) 警衛・警護

(ク) 警備実施

(ケ) 交通取締り等

(コ) 研修成績

(サ) 術科等功労

(シ) 累積功労

(ス) その他警察の運営に資し、若しくは警察の威信を高めた事案

(2) 警察部外

ア 具体的功労事案

(ア) 逮捕活動及び逮捕協力

(イ) 捜査協力

(ウ) 人命救助

(エ) 災害、事変、事故等発生時における協力

(オ) 庁舎、施設、装備等の新設、確保等協力

(カ) その他

イ 累積功労事案

(ア) 交通安全協力

(イ) 地域安全協力

(ウ) 捜査、鑑識協力

(エ) 警察運営協力

第9条 本部長は、一般表彰のうち、次の各号に掲げる事案に対しては、賞詞、賞状又は感謝状を時宜に応じて授与することができる。

(1) 社会的反響が極めて大きな事件、事故の発生に際して、迅速、適切な措置によつて民心を安定させ、警察の威信を著しく高めたもの

- (2) 重要又は特異な犯罪の検挙に多大の功労があつたもの
 - (3) その他多大の功労があり、特に必要があると認められるもの
- (本部長表彰の上申手続)

第10条 本部長が行う表彰の上申手続は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第2条第7項の規定による表彰の上申手続は、その都度決定するものとする。

- (1) 定例表彰の上申は、所属長が警務部監察官室長（以下「監察官室長」という。）を経由して、本部長に対して行うこと。
- (2) 一般表彰の上申は、次に掲げるところにより行うこと。

イ 職員又は部外者に対するもの 警察本部（以下「本部」という。）の所属長にあつては部長に推薦し、警察署長にあつては事案を主管する本部の所属長（以下「主管所属長」という。）を経由して部長に推薦し、推薦を受けた部長が監察官室長を経由して、本部長に対して上申すること。

ロ 部署に対するもの 主管所属長が部長に推薦し、推薦を受けた部長が監察官室長を経由して、本部長に対して上申すること。

- 2 前項第2号の場合において、特定の事案について職員に対する表彰及び部署に対する表彰を重ねて上申するときは、事前に監察官室長と協議するものとする。
- 3 前条各号に掲げる事案については、前2項の規定にかかわらず、当該事案を主管する部長又は主管所属長が本部長に対して上申するものとする。

(部長表彰の上申手続)

第11条 部長が行う表彰の上申は、主管所属長が部長に対して行うものとする。

(表彰の審査)

第12条 監察官室長は、第10条第1項各号の規定により上申があつたときは、選考基準又は表彰審査基準により必要な事項を審査し、当該基準に該当するときは、表彰の種類及び副賞について意見を付して、本部長の決裁を受けなければならない。

(表彰審査委員会の設置)

第13条 表彰の適正を期するため、本部に表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員長及び委員をもつて組織する。
- 3 委員長は本部長の職にある者を、委員は次に掲げる職にある者をもつて充てる。
 - (1) 警務部長
 - (2) 生活安全部長
 - (3) 地域部長
 - (4) 刑事部長
 - (5) 交通部長
 - (6) 警備部長
 - (7) 首席監察官

4 委員会の庶務は、警務部監察官室において処理する。

(表彰審査委員会による審査)

第14条 本部長は、委員会による審査の必要があると認める表彰事案については、委員会を開催して審査するものとする。

(部外者累積功勞事案表彰の適正な運用)

第15条 所属長は、交通、地域安全、犯罪鑑識その他の警察活動に長年協力している者の実態を的確に把握し、表彰の適正な運用に努めなければならない。

(表彰状の様式)

第16条 本部長が行う表彰のうち第2条第1項各号に掲げる表彰に係る表彰状の様式は、別記様式第1号から別記様式第5号までのとおりとし、同条第7項の規定による表彰に係る表彰状の様式は、その都度決定するものとする。

2 部長が行う表彰に係る表彰状の様式は、別記様式第6号及び別記様式第7号のとおりとし、所属長が行う表彰に係る表彰状の様式は、別記様式第8号及び別記様式第9号のとおりとする。

附 則

この訓令は、昭和61年12月15日から施行する。

附 則 (平成3年3月29日本部訓令第2号山口県警察の公印に関する訓令等の一部を改正する訓令11条による改正附則)

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年6月16日本部訓令第11号山口県警察の公印に関する訓令等の一部を改正する訓令14条による改正附則)

この訓令は、平成4年6月16日から施行する。

附 則 (平成6年2月10日本部訓令第1号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成6年3月1日から施行する。

附 則 (平成6年12月22日本部訓令第37号山口県警察の公印に関する訓令等の一部を改正する訓令10条による改正附則)

この訓令は、平成7年1月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月25日本部訓令第8号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月26日本部訓令第19号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年6月25日本部訓令第26号)

この訓令は、平成16年7月1日から施行する。

附 則 (平成17年2月25日本部訓令第1号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月12日本部訓令第42号山口県警察職員の人事記録の取扱いに関する訓令の廃止に伴う関係訓令の整理に関する訓令4条による改正附則)

この訓令は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日本部訓令第11号山口県警察の組織改編に伴う関係訓令の整理等に関する訓令)

11条による改正附則)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月28日本部訓令第2号不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令8条による改正附則)

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和3年6月2日本部訓令第17号)

この訓令は、令和3年7月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月9日本部訓令第13号)

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

別記
様式第1号

第 号	階 級 氏 名	君は多年にわたり警察職員として日 夜献身的努力をもつて職責に精励し・ ・・・・多くの業績を挙げ治安の 維持に尽したその功労は特に顕著であ る ここに警察功績章を授与する	年 月 日	山口県警察本部長	階 級 氏 名 印
--------	------------------	---	-------------	----------	-----------------------

様式第2号

第 号	賞 詞	所 属	階 級 氏 名	君は・・・（功労内容）・・・ その功労は誠に多大であ る	ここに〇〇〇を添えて表彰する	年 月 日	山口県警察本部長	階 級 氏 名 印
--------	--------	--------	------------------	------------------------------------	----------------	-------------	----------	-----------------------

第 号	賞 誉	所 属	階 級 氏 名 (又は部署名)	君は(又は貴○○は) (功労内容) である ここに(○○○を添えて)表彰する	年 月 日	山口県警察本部長	階 級 氏 名 印
--------	--------	--------	-----------------------------	--	-------------	----------	-----------------------

第 号

感 謝 状

氏 名 殿

(又は団体)

あなたは(又は貴○○は)

. . . (功 労 内 容)

警察に協力されたその功労(又は業績)

. をたたえ

ここに○○○を贈って感謝の意を表し

ます

年 月 日

山口県警察本部長

階 級 氏 名 印

様式第8号

賞	所 属	君は（又は貴〇〇は） （功労内容）	ここに（〇〇を添えて）表彰する	年 月 日	（所属名）長	階 級 氏 名 印
---	--------	----------------------	-----------------	-------	--------	-----------------------

備考 用紙の大きさは、日本産業規格B列4とする。

別表

表彰の種類		副賞
警察功績章		—————
賞詞	1 級	金メダル又は記念品
	2 級	銀メダル又は記念品
賞状		記念品
賞誉	1 級	銅メダル又は記念品
	2 級	—————
	部署	—————
感謝状	個人	金メダル又は 5,000 円以内
	団体	5,000 円以内